

飲食店や給食施設などで調理業務に  
従事している調理師は

# 調理師業務従事者届 を出しましょう

平成28年12月31日  
現在の状況を

平成29年1月15日までに  
関西広域連合に届け出

飲食店や給食施設などで調理業務に従事している調理師は、調理師法第5条の2に基づき、氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、2年ごとにその就業地の都道府県知事（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県については関西広域連合）に届け出ることが義務づけられています

## 厚生労働省・関西広域連合

●照会・届出先：関西広域連合

電話：06-4803-5669 FAX：06-6443-7566

電子メール：[shikakushiken@kouiki-kansai.jp](mailto:shikakushiken@kouiki-kansai.jp)

ホームページ：<http://www.kansai-shikaku.jp/40.htm>

※ホームページから届出様式をダウンロードしていただけます。